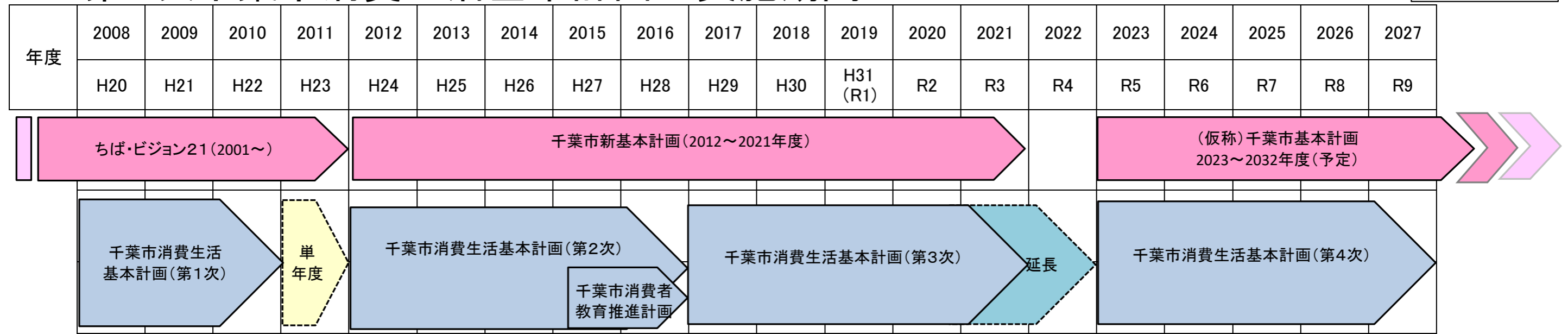


# 第3次千葉市消費生活基本計画の実施期間

資料1-2



## ○第3次千葉市消費生活基本計画の策定経緯

本市では、平成2年に千葉市消費者保護条例を施行し、平成18年7月に全部改正、現在の千葉市消費生活条例を施行した。条例の基本理念である、消費者の権利の確立及び自立支援による、安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進のために、千葉市消費生活基本計画(第1次:2008~2010年度、第2次:2012~2016年度)を策定しました。

また、2012年12月に「消費者教育の推進に関する法律(以下「消費者教育推進法」という。)」が施行され、千葉市消費者教育推進計画(2015~2016年度)を策定しました。

第3次千葉市消費生活基本計画は、第2次千葉市消費生活基本計画と千葉市消費者教育推進計画を統合し、体系的に消費者施策を推進することを目的として策定されました。期間は2017~2021年度の5年間になります。

## ○第3次千葉市消費生活基本計画の延長について

第3次千葉市消費生活基本計画は、「千葉市新基本計画(2012~2021年度)」の施策の一つである「ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ」との整合性を考慮して作られた個別計画です。

この二つの計画は目標年次(期間)がどちらも2021年度末であったため、次期計画の策定も同時になると考えられていました。しかし、次期「千葉市基本計画(仮)」の策定は2023年度からと決まりました。

「千葉市基本計画」は、消費生活基本計画の上位計画であるため、策定期間を合わせることで、円滑な市政の運営につながると考えられたため、令和元年度第1回消費生活審議会において事務局より説明し、延長を了承されました。

